

特定非営利活動法人 日本児童文化教育研究所 定 款

第一章 総 則

第一条 (名称)

本法人は特定非営利活動法人 日本児童文化教育研究所と称する。
通称として「NPO法人じゃんけんぼん」と称する。

(事務所)

第二条 本法人は、事務所を東京都杉並区

高円寺南一丁目三十二番六号

第二章 目的及び事業

第三条 (目的)

本法人は、我が国の伝統・文化・風土に関して、二十一世紀を切り拓く子どもたちへ社会教育活動事業を通して、美しく、気高い日本文化の維持と保存と伝承を図ってゆくことを目的とする。

その具体的活動の指針として、平成十一年東京都の発表した「心の東京革命推進に向けた取組方向素案」に於ける「家庭」「地域」行動プランの現実化をめざす。又、大きな流れになろうとしている、行政の運営していた図書館・児童館等の公設民営化に対しても、その受け皿としての特定非営利活動法人になることは必然的な私たちの使命である。そのことをふまえ、未来を担う子供達へ日本の美しい伝統・文化・風土を通して、その情緒を豊かにしてゆく社会教育に取り組んでゆきます。

第四条 (特定非営利活動の種類)

- ① 社会教育の推進を図る活動。
- ② 学術・文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- ③ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- ④ 国際協力の活動
- ⑤ 子どもの健全育成を図る活動。
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(本法人の行う事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 児童館及び図書館業務の協働運営事業
 - ② 日本の児童文化・児童文学の研究・発表事業
 - ③ 家庭教育についての相談、講演活動事業。
 - ④ 育児相談並びにカウンセリング事業。
 - ⑤ 正しい言葉遣い教室の開催事業
 - ⑥ 世界の人々と子ども文化を通して国際親善交流事業。
 - ⑦ 世界の子どもの遊び、日本の子どもの遊びの研究及び教室の開催事業
 - ⑧ 自然と人間の関わり方を遊びを通して身につける事業
 - ⑨ 日本のわらべ歌、世界の童歌の研究及び歌う活動事業。
 - ⑩ 日本の民話や世界の民話を通して子どもたちの愛情を育む事業。
 - ⑪ 地域文化についての研究、発表事業
 - ⑫ 埋もれた優良図書出版支援事業
 - ⑬ 講演会及び公演の開催事業
- 二 この法人は、次のその他の事業を行う。

二 広告事業

① 前項第二号に掲げるその他の事業については、同項第一号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第一号に掲げる事業に充当するものとする。

第三章 会 員

(会員の権利)

第六条 本法人の会員は、次の二種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- ① 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
 - ② 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人及び団体。
- （入会）

第七条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- ① 会員として入会しようとするものは理事長が別に定める入会申込書によって、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- ② 理事長が、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を附した書面をもつて本人に通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第八条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第九条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、又は失踪宣告を受け会員である団体が消滅したとき。
- ③ 継続して二年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

（退会）

第十条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第十一条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
 - ② この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （抛出金品の不返還）

第十二条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

（種別及び定数）

第十三条 本法人には次の役員を置く。

- ① 理事　六人以上二〇人以内
 - ② 監事　一名以上二人以内
- 理事のうち、一人を理事長、一名以上三名以内を副理事長、一人を専務理事とする。
- （選任等）

第十四条 理事及び監事は、総会において選任する。

- ① 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- ② 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

第十五条 法第二〇条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

（職務）

第十五条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- ① 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ② 専務理事は、本法人の事業活動について統括執行する。
- ③ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決のに基づき、この法人の業務を執行する。

④ 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② 本法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを總會又は所轄庁に報告すること。

④前号の報告するため必要がある場合には、總會を招集すること。

⑤理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第十六条 役員の任期は二年とする。但し、再任は妨げない。

二 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

三 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第十八条 役員が次の各号に該当する場合には、總會の議決により、これを解任することができる。

①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

二 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第十九条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

二 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

三 前二項に関し必要な事項は、總會の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第二十条 本法人には、一名以上二十人以内の顧問を置く。顧問は事業活動への助言を行う。

第四章 会議

(種別)

第二十一条 この法人の会議は、總會及び理事会の二種とする。

二 總會は、通常總會及び臨時總會とする。

(總會の構成)

第二十二条 總會は正会員をもって構成する。

(總會の権能)

第二十三条 總會は、以下の事項について議決する。

①定款の変更

②解散及び合併

③役員の選任及び解任、職務及び報酬

④事業報告及び収支決算

⑤入会金及び会費の額

⑥その他新たな義務の負担及び権利の放棄

⑦解散における残余財産の帰属先

⑧借入金(その事業年度内の収入をもって召還する短期借入金を除く。第四九

条において同じ)

⑨事務局の組織及び運営

⑩会員の除名

⑪その他運営に関する重要事項

(總會の開催)

第二十四条 通常總會は、毎年一回開催する。

二 臨時總會は、次に掲げる場合に開催する。

①理事会が必要と認め、招集の請求としたとき。

②正会員総数の五分の一以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

③監事が第一五条第四項第四号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第二五条 総会は、前条第二項第三項を除いて、理事長が招集する。

二 理事長は、前条第二項第一号及び第二号の規定があつたときは、その日から三〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

三 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも五日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第二六条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の客足数)

第二七条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第二八条 総会に於ける議決事項は、第二四条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

二 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第二九条 各正会員の表決権は平等なものとする。

二 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

三 前項の規定により評決した正会員は、前二条及び次条第一項の規定の適用については出席したものと見なす。

四 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第三十条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所
②正会員総数及び出席者数(書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

二 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人二名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第三一条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第三二条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第三三条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

①理事長が必要と認めたとき。

②理事総数の三分の二以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

愛三四条 理事会は理事長が招集する。

二 理事長は、前条第二号の場合にはその日から三〇日以内に理事会を招集しなければならない。

三 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも一〇日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第三五条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長の出席なき場合は副理事長が

これにあたる。
(理事会の議決)
第三六条 理事会に於ける議決事項は、第三三条第三項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

二 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第三七条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

二 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。

三 前項の規定により評決した理事は、前条及び次条第一項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

四 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第三八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面評決者にあつては、その旨を付記すること)

③ 審議事項

④ 議事の経過と概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

二 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が記名押印又は署名しなければならない。

第五章 資産

(構成)

第三九条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

① 設立当初の財産目録に記載された資産

② 入会金及び会費

③ 寄付金品

④ 財産から生じる収入

⑤ 事業に伴う収入

⑥ その他の収入

(区分)

第四十条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の二種とする。

(管理)

第四一条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第六章 会計

(会計の原則)

第四二条 この法人の会計は、法第二七条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第四三条 この法人の会計は、次の通り区分する

① 特定非営利活動に係る事業会計

② その他の事業会計

(事業年度)

第四四条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第四五条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作

成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。
(暫定予算)

第四六条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができ、

二 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費） 第四七条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

二 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正） 第四八条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算） 第四九条

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（臨機の措置） 第五十条

予算を以て定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第七章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更） 第五一条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、且、法第二五条第三項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散） 第五二条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 二 前項第一号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
- 三 第一項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属） 第五三条

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第十一条第三項に掲げるものうち、総会に於て議決したものに譲渡するものとする。

（合併） 第五四条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、且、所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 公告の方法

（公告の方法） 第五五条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第九章 事務局

（事務局の設置）

第五六条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

二 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第五七条 (職員の任免) 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第五八条 (組織及び運営) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十章 評議委員会

第五九条 (評議委員会の設置) この法人に、この法人が掲げる目的を円滑に遂行するために評議委員会を設置する。

二 評議委員会は、公職についている正会員で構成される

(評議委員の職務) 第六十条 評議委員は、この定款の別に定める事項の他、おもに次の事を職務とする。

① 理事会への助言と円滑な事業が執行されるよう補助する。

第六一条 (評議委員の任免) 評議委員の任免は、理事会がこれを行う。

第六二条 (組織及び運営) 評議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十一章 雑則

(細則) 第六三条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

一 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

二 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

三 この法人の設立当初の役員の任期は、第一六条第一項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成一七年五月三十一日までとする。

四 設立当初の事業年度は、第四三条の規定にかかわらず成立の日から平成一七年三月三十一日までとする。

五 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四四条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

六 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金

正会員(個人・団体)

賛助会員(個人・団体)

○円

② 年会費

正会員

賛助会員

個人(年額)

団体(年額)

三千元

一千元

個人(一口)

団体(一口)

一万円(一口以上)

五万円(一口以上)